

イブグリース[®]による 治療を始められる患者さんへ

【監修】

獨協医科大学医学部 皮膚科学講座 主任教授
井川 健 先生

まずは動画をご覧ください



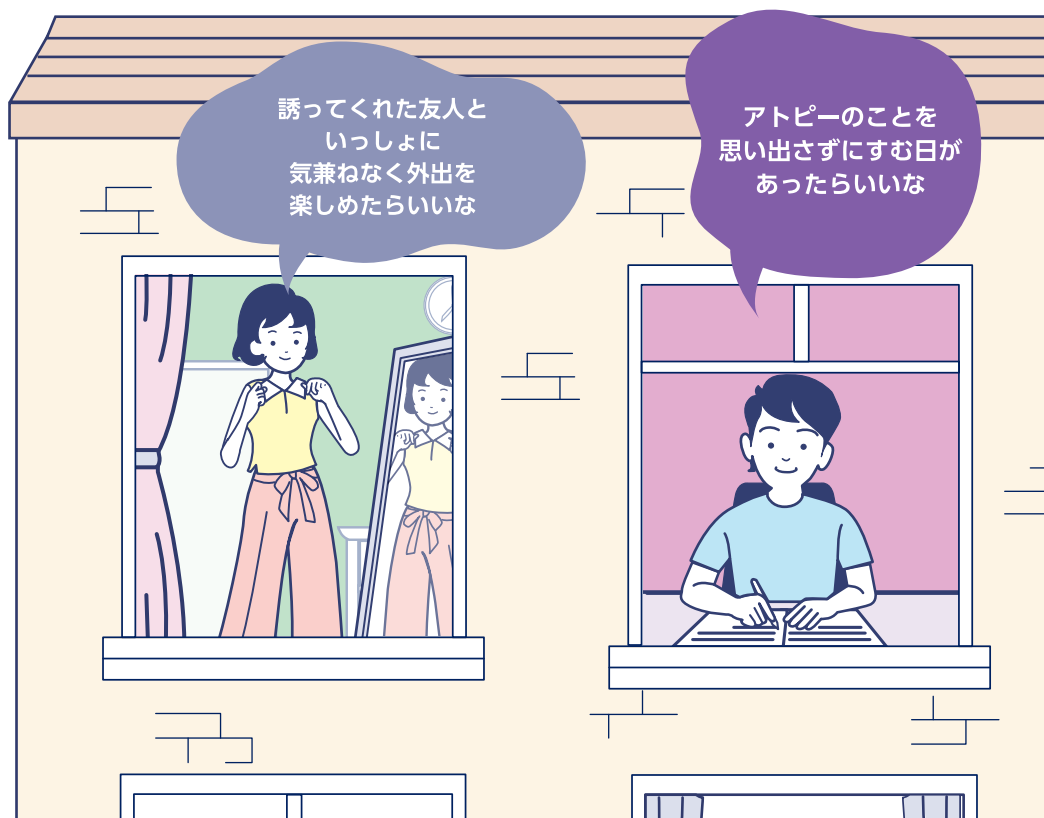
患者さんへお伝えしたい情報を
分かりやすい動画でまとめて
います。
右の二次元コードを読み取っ
てご覧ください。



あなたが思い描く姿を目指して、 治療に取り組んでいきましょう


患者さんによってライフスタイルは異なり、
悩みごとになりたい姿もさまざまです。

あなたが思い描く『こうなったらいいのにな』を目指して、
前向きな気持ちで治療に取り組んでいきましょう。



目次

治療を始めるにあたって	2
治療の選択肢	4
イブグリースとは	5
治療方法	6
注意すべき副作用	8
費用について	9
医療費助成制度	12



かゆくて
眠れない夜が
減ってほしいな



あなたの想いや希望を
ぜひ主治医に伝えてください

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

アトピー性皮膚炎治療の選択肢が 広がりました

アトピー性皮膚炎治療は進化しています。
塗り薬に加えて、飲み薬や注射薬など使えるようになり、
今までの治療では思うような効果が実感できなかった患者さんにも
効果が期待できる治療が選べるようになりました。

塗り薬



保湿剤

ステロイド外用薬

カルシニューリン
阻害外用薬

JAK阻害外用薬

PDE4阻害外用薬

AhR調節薬

飲み薬



経口ステロイド薬

経口カルシニューリン
阻害薬

経口JAK阻害薬

注射薬



生物学的製剤
(イブグリースなど)

イブグリースは、体内の成分「IL-13^{*}」のはたらきを抑えるお薬です

※ILは「インターロイキン」と読みます。

イブグリースは、バイオテクノロジーの技術を使って開発された、アトピー性皮膚炎の原因となる体内の成分「IL-13」を狙いうちするお薬です。IL-13のはたらきを抑えて悪循環を断ち切ることで、アトピー性皮膚炎の改善が期待できます。

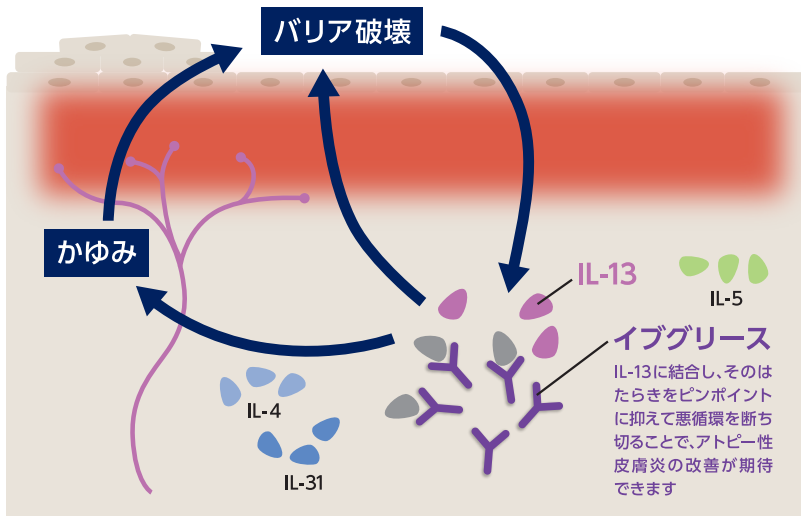
【IL-13とは?】

アトピー性皮膚炎は、免疫に関係する細胞たちがいろんな成分を放出することによって起こったり、悪化したりすることが分かってきました。

IL-13は、その成分の一つで、かゆみを引き起こしたり、皮膚のバリアを弱めたりする作用があります。

IL-13によって引き起こされたかゆみでかいてしまうと、皮膚のバリアはいつそう弱まり、外からの刺激に敏感になります。

すると、IL-13がさらに作られるという悪循環ができ、アトピー性皮膚炎が悪化・持続すると考えられています。



Furie, K. et al.; Immunology, 158(4), 281(2019) Bieber, T.; Allergy, 75(1), 54(2020)
Okragly, A.J. et al.; Dermatol Ther (Heidelb), 13(7), 1535(2023) Beck, L.A. et al.; JID Innov., 2(5), 100131(2022)
Langan, S.M. et al.; Lancet, 396(10247), 345(2020)

2週おきの間隔で治療し、状態に応じて 4週おき(月1回)への変更も可能です

イブグリースは、定期的に注射するお薬です*。

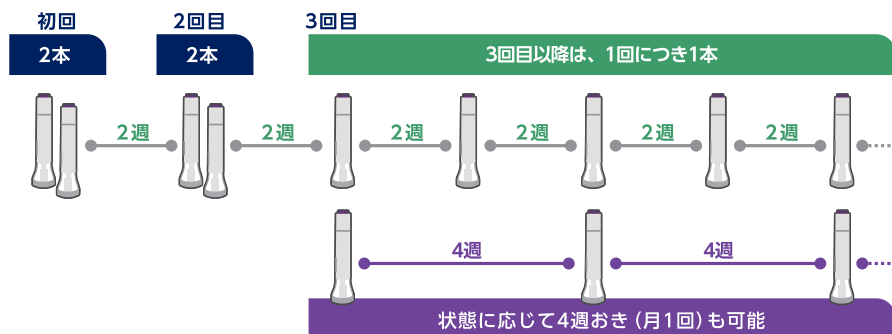
初回と2回目は、1回につき2本を2週おきに注射します。

3回目以降は、1回につき1本を2週おきに注射します。

なお、患者さんの状態に応じて途中で4週おき(月1回)に変更することも可能です。

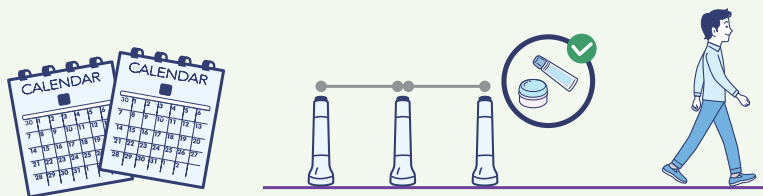
注射のスケジュールについては、主治医の指示にしたがってください。

*成人の患者さん、および12歳以上かつ体重40kg以上の小児の患者さんが対象です。



イブグリースをいつまで続ける？

イブグリースを始めたら、定期的に効果を確認し、アトピー性皮膚炎の状態に応じてそのままの治療を続けるか、4週おきの注射に変えるなどの治療の見直しを検討します。また、良い状態が続いたら、塗り薬が適切に使用されていることを確認した上で、主治医と相談してイブグリースをお休みすることも検討します。



最適使用推進ガイドライン レプリキズマブ(遺伝子組換え)～アトピー性皮膚炎～ 令和6年4月(令和7年4月改訂) 厚生労働省

イブグリースは、皮下に注射するお薬で、オートインジェクターとシリンジの2つのタイプがあります。

注射する場所は、お腹、太もも、上腕部のいずれかです。

剤形は2タイプ

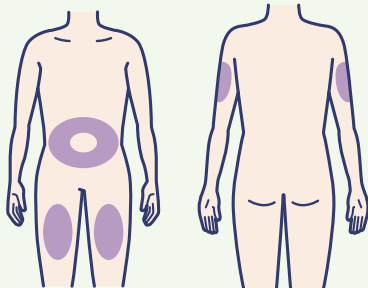
いずれかのタイプを
使って注射します

オート
イン
ジェ
ク
ター



シ
リ
ン
ジ

お腹・太もも・上腕部の
いずれかに注射します



注射の手順は3ステップ

(オートインジェクターの場合)

1 キャップを
取り外す



2 底面を皮膚にあて、
ロックを解除



3 注入ボタンを押し、
そのまま注射完了まで待つ



自己注射も可能です

主治医による指導のもと、ご自宅でご自身またはご家族による注射も可能です。通院に伴う負担を減らし、ご自身のライフスタイルに合わせた治療を進めることができます。



注意すべき副作用について

イブグリースによる治療中に、以下のような症状が起こることがあります。体調がおかしいと感じたら、できるだけ早く主治医にご相談ください。

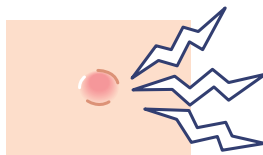
結膜炎

目やまぶたの赤み、腫れ、かゆみ、乾燥などの症状があらわれます。



注射部位反応

注射をした部位に発疹、腫れ、かゆみなどの症状があらわれます。



好酸球増加症

血中の好酸球（白血球の一種）の数が增加することがあります。

重篤な過敏症（アナフィラキシー）

次のような症状が出てきた場合は、次の受診日を待たずにすみやかに医療機関に連絡し、受診するようお願いいたします。重篤な過敏症は注射直後だけに起こるとは限りませんのでご注意ください。

動悸、息苦しさ



吐き気、嘔吐



今までとは違う
発疹、かゆみ



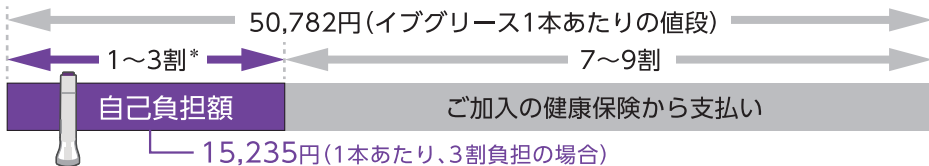
など

イブグリース皮下注250mgオートインジェクター・シリンジ 製品電子添文「11.副作用」

費用について①

■ イブグリース1本あたりの値段と自己負担額の目安

イブグリースはバイオテクノロジーの技術を使って開発されたお薬であり、1本あたりの値段は50,782円です。このうち、7～9割は健康保険（公的な医療保険）から支払われますので、患者さんの自己負担額は残りの1～3割であり、3割負担の場合では15,235円です。



* 6歳（義務教育就学後）～70歳未満は3割、70歳～74歳は2割（現役並み所得者は3割）、75歳以上は1割（現役並み所得者は3割、現役並み所得者以外の一定所得以上の者は2割）

注意：イブグリースの対象は成人の患者さん、および12歳以上かつ体重40kg以上の小児の患者さんです。

実際に窓口で支払う費用は、検査費や治療費、その他の薬剤費などを合計した金額になります。

(2025年4月現在)
厚生労働省ホームページ「我が国の医療保険について」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryuhoken/iryuhoken01/index.html)

■ 医療保険制度

日本では、すべての国民が何らかの健康保険（公的な医療保険）に加入し、医療費の一部負担金を支払うだけで医療が受けられます。加入している健康保険の情報は、マイナンバーカードを健康保険証として登録していれば、「マイナポータル」というウェブサイトで確認することができます。

マイナポータル



マイナンバーカードの健康保険証利用登録手続きなどについては、厚生労働省ホームページ「マイナンバーカードの健康保険証利用について」をご参照ください。

マイナンバーカードの健康保険証利用について



注意

2024年12月2日に健康保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードでの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行しています。詳しくは加入している健康保険にお問合せください。

- 発行済みの健康保険証は、経過措置により最長1年間は引き続き使用することが可能です。
- マイナンバーカードをお持ちでない方に送付される「資格確認書」を提示することでも、一定の窓口負担で医療を受けることが可能です。



移行

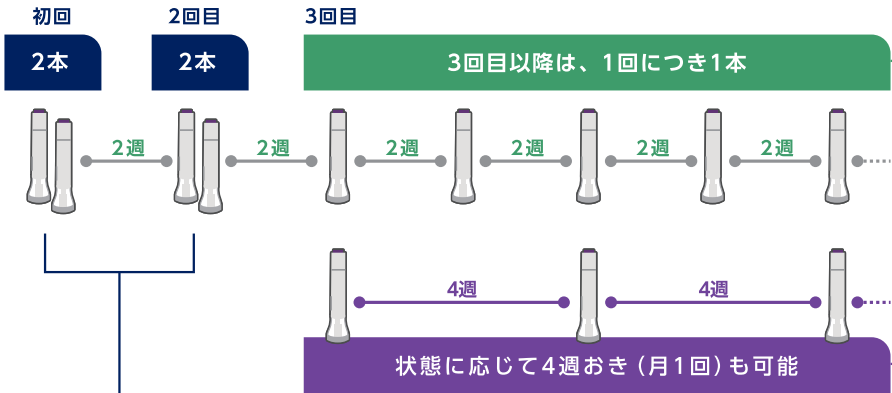


(2025年4月現在の情報)

費用について②

■ 治療スケジュールごとの薬剤費の自己負担額の目安

1回あたり／1ヵ月あたりの薬剤費の自己負担額の目安は、治療スケジュールによって異なります。最初の1ヵ月目と、2ヵ月目以降での自己負担額の目安は以下の通りです。



注射のスケジュールについては、主治医の指示にしたがってください。

最初の1ヵ月目(初回と2回目)

3割負担	1回あたり30,469円 1ヵ月あたり60,938円
2割負担	1回あたり20,313円 1ヵ月あたり40,626円
1割負担	1回あたり10,156円 1ヵ月あたり20,313円

2ヵ月目以降（3回目以降）

【2週おきの場合】	
3割負担	1回あたり15,235円 1ヵ月あたり30,469円
2割負担	1回あたり10,156円 1ヵ月あたり20,313円
1割負担	1回あたり5,078円 1ヵ月あたり10,156円

【4週おきの場合】	
3割負担	1回あたり15,235円 1ヵ月あたり15,235円
2割負担	1回あたり10,156円 1ヵ月あたり10,156円
1割負担	1回あたり5,078円 1ヵ月あたり5,078円

実際に窓口で支払う費用は、検査費や治療費、その他の薬剤費などを合計した金額になります。

(2025年4月現在)

■ 主な医療費の助成制度

健康保険や国、地方自治体が、医療費の自己負担額や税金の一部を負担してくれる助成制度があります。主な助成制度は以下の通りです。

詳しくは、加入している健康保険やお住まいの市区町村へお問い合わせください。

高額療養費制度 ▶▶▶ 12ページ参照

自治体による助成制度 ▶▶▶ 14ページ参照

付加給付制度 ▶▶▶ 14ページ参照

医療費控除 ▶▶▶ 15ページ参照
など

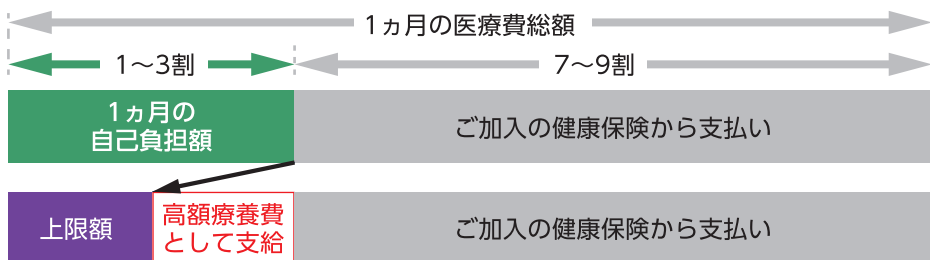
医療費助成制度について①

■ 高額療養費制度

1ヵ月の自己負担額が上限額を超えた場合に超えた金額分を支給する制度です。上限額（最終的な自己負担額）は、患者さんの年齢や収入によって異なります。

69歳以下の方の場合

所得区分	1ヵ月の自己負担額の上限額	
	通常	多数回該当**
年収約1,160万円～ 社保：標準報酬月額83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%*	140,100円
年収約770万～約1,160万円 社保：標準報酬月額53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%*	93,000円
年収約370万～約770万円 社保：標準報酬月額28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%*	44,400円
～年収約370万円 社保：標準報酬月額26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円*	44,400円
住民税非課税	35,400円*	24,600円



70歳以上の方の場合

所得区分		1ヶ月の自己負担額の上限額		
		外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯ごと)	多数回該当**
現役 並み 所得者	年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%*		140,100円
	年収約770万円～約1,160万円 標準報酬月額53万円以上 課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%*		93,000円
	年収約370万円～約770万円 標準報酬月額28万円以上 課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%*		44,400円
一般	年収156万円～約370万円 標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円* (年間14.4万円 上限)	57,600円*	44,400円
住民税 非課税世帯	Ⅱ (Ⅰ以外の方) Ⅰ (年金収入80万円以下など)	8,000円*	24,600円* 15,000円*	適用 されません

* この金額を超えると高額療養費の支給を受けることができます。

** 直近12ヵ月以内に3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降から上限額がさらに減額されます。

最新の情報は、厚生労働省のウェブサイト等でご確認ください。

(2025年4月現在)

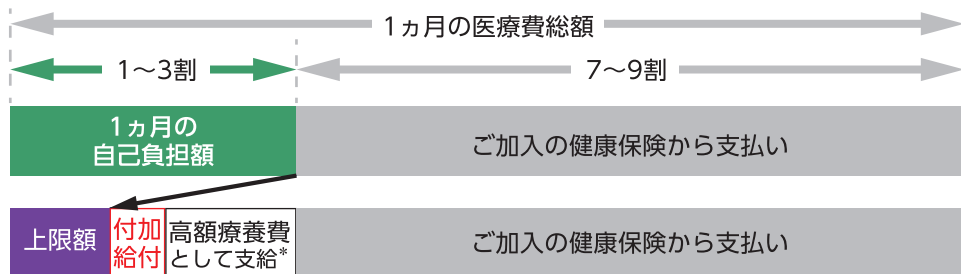
厚生労働省ホームページ「高額療養費制度を利用される皆さまへ」 「高額療養費制度を利用される皆さまへ(平成30年8月診療分から)」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html)

医療費助成制度について②

■ 付加給付制度

企業の健康保険組合や共済組合などによっては独自の給付制度が設けられ、1ヵ月の自己負担額の上限額が高額療養費制度よりも低く設定されていることがあります*。

*企業の健康保険組合や共済組合などによって設定されている上限額は異なります。組合が設定した上限額を超えていれば、高額療養費制度の上限額に達していても付加給付の対象となります。



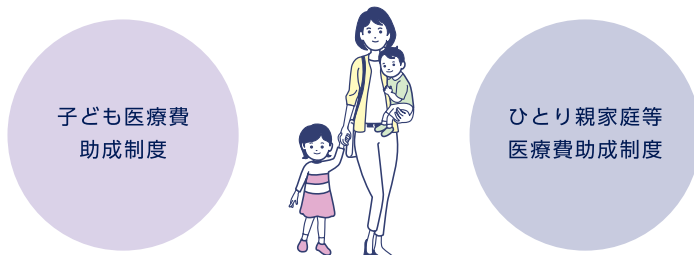
*1ヵ月の自己負担額が高額療養費制度の上限額に達していない場合は高額療養費は支給されず、付加給付のみとなります。

詳しくは、あなたが加入している組合が発行するたよりなどをご覧になるか、組合に直接お問い合わせください。

健康保険組合理事長あて厚生労働省保険局長通知 保発1222第4号(令和3年12月22日)「健康保険組合の事業運営について」の一部改正について 厚生労働省 (https://www.mhlw.go.jp/web/_t_doc?dataId=00tc6366&dataType=1&pageNo=1)
厚生労働省ホームページ「第81回社会保障審議会医療保険部会 高齢者医療・被用者保険について」 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingij2/0000059639.html>)

■ 自治体による助成制度

各市区町村で内容は異なりますが、「子ども医療費助成制度」や「ひとり親家庭等医療費助成制度」などの助成制度があります。

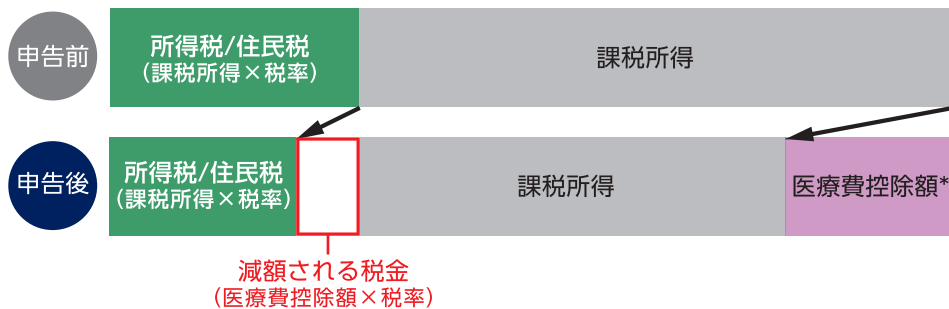


詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

■ 医療費控除

1年間に支払った医療費の総額が10万円*を超えた場合、確定申告を行うことで税金の一部が減額される制度です。医療費控除額に税率を掛けた分の税金が減額されます。

※総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等の5%



*1年間に支払った医療費の総額（給付金・保険金等を除く）から10万円を引いた額

詳しくは、国税庁ホームページ「医療費を支払ったとき（医療費控除）」などをご参照ください。

国税庁ホームページ「No.1120 医療費を支払ったとき（医療費控除）」
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>)

日本イーライリリー株式会社

本冊子と同様の内容を
ウェブサイトでもご覧いただけます。

